

宮崎県庁 5 号館の利活用調査業務 審査基準書

審査項目		審査内容	配点
1 基本方針	趣旨・目的	・本業務の趣旨について十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。	20
	実績	・本業務委託と同趣旨の業務委託に関する履行実績があるか。	
2 企画提案内容	的確性	・提案内容は、実施要領及び仕様書等に対し、業務目的が達成される企画になっているか。	40
	独創性	・提案内容に独創性はあるか。 ・商圈調査は、単に既存のデータをまとめただけでなく、本業務において独自に調査された結果を含めて分析されるような提案がなされているか。	
3 実施体制	体制・スケジュール	・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。 ・事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか。 ・作業内容の変更に対する柔軟性があるか。	20
4 価格	経済性	・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	10
5 その他	追加提案	・事業目的に沿った追加提案があるか。	10
小 計			100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数の平均が最低基準点である 60 点以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である 60 点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する